令和４年度一般社団法人全国農業会議所　事業計画

Ⅰ．情勢と課題

（１）全国農業会議所及び農業委員会組織を取り巻く情勢

改正農業委員会法施行５年を経過し、この間、全国の農業委員会は「農地利用最適化」に邁進してきた。その結果、農地利用最適化の成果と課題が明確になり、「新たな農地利用最適化」に踏み出す段階を迎えている。現在、本会議所並びに農業委員会組織を取り巻く主要な情勢は以下の通り。

①昨年10月に発足した岸田内閣は新たな資本主義を掲げ、デジタル改革と一体的に進めることを明言し、「デジタル臨時行政調査会」、「デジタル田園都市国家構想実現会議」を発足させデジタル原則の運営を標榜している。これらの動きが農業・農地へどのような影響を及ぼすかについては予断を許さない状況が継続している。

②近年の大地震、巨大台風、コロナ禍は地域経済及び社会の疲弊を顕在化し、グローバル化・効率化優先の経済運営の矛盾が明らかになっている。新しい社会経済のあり方への転換が求められている。

とりわけコロナ禍は経済・社会運営に深刻な影響を与えている。食品・観光産業等は需要の減退に直面し、そこに産物を供給する農業も多大な影響を受けている。国は令和２年度、３年度に３回もの補正予算を措置して経済へのテコ入れを図っているが、その成果は予断を許さないばかりか今後の経済運営にも大きな影を投げかけている。

コロナ禍は世の中のおよそあらゆる分野の変容をもたらしているが、農業委員会組織も例外ではない。令和元年から「人・農地プランの実質化」に農業委員会組織をあげて取り組んできたが、コロナ発症後の令和２年度以降は全国的に農村現場での話し合い活動が停滞を余儀なくされている。また対面で協議を深めることが農業委員会活動の根幹であるにも関わらず、感染リスクを回避するため会合の縮小開催・中止の状況が継続している。

ロシアのウクライナ侵攻も国際情勢に暗い影を落としている。紛争が世界経済・農業に与える影響は甚大なものになりつつある。食料安全保障及び農政全般の見直しも視野に入れつつ事態の推移を見極めていかなければならない局面にある。

③一方、2020年農林業センサスは、基幹的農業従事者数が前回より22.4％減少し、1,363千人、65歳以上の比率は4.7％増加し69.6％に達していることが明らかになった。同程度で推移した場合、10年後の基幹的農業従事者数は872千人、65歳以上の比率は79％となる見込みである。また、外国人材を含む雇用労働力も2015年センサスの約22万人から16万人に減少している。食料供給と地域社会の維持が危ぶまれる状況が深化してい

る。

④このことは、もはや農業界だけではなくフードシステム（農業、食品製造業、卸売業、小売業、飲食業、消費者（市民・生活者）の間の連鎖した構造的な関係）に及んでおり農業政策・食料政策の連携の下、再構成を目指す必要性が高まっている。

⑤このような情勢の下、政府は現在開会中の第208回国会に農林水産関係の法案として「みどりの食料システム戦略」、「人・農地など関連施策の見直しについて」関連法案を提出している。とりわけ「人・農地など関連施策の見直しについて」関連法案は、人・農地プラン（目標地図を含む）の法定化への対応など農業委員会組織の農地利用最適化の取り組みに大きな影響を与えることとなる。

⑥農林水産省は今年２月２日に経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」（以下『ガイドライン』）を発出。これらを踏まえた対応に遺漏なく取り組む必要がある。

⑦また昨年12月22日の規制改革推進会議のＷＧが従来の「デジタル」、「経済活性化」、「子育て・教育・働き方」、「医療・介護」、「農林水産」から「スタートアップ・イノベーション」、「人への投資」、「医療・介護・感染症対策」、「地域産業活性化」、「デジタル基盤」に改組された。同日取りまとめられた「当面の規制改革の実施事項」に「農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化（令和４年措置）」については「令和３年６月の閣議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を引き続き検討する」とされているが、検討が農地所有適格法人の要件見直しに進むことが想定されるため今後の議論の推移に注視が必要である。

（２）全国農業会議所及び農業委員会組織が直面している課題

かかる情勢下、本会議所並びに農業委員会組織は数多の課題に直面している。とりわけ本年度以降、政府が今国会に農業経営基盤強化促進法等の改正を提出している「人・農地など関連施策の見直し」と『ガイドライン』についての対応が最重要の課題となっている。

①「人・農地関連施策の見直し」について

本見直しには、人・農地プランの法定化、その際に中小家族経営等の位置づけの明確化、農地バンクの運用の改善、粗放的な農地利用も含む多様な農地利用等、農業委員会組織がこれまで意見の提出等で求めてきた事が相当程度盛り込まれている。

そして現行の基盤法では、農業委員会は農業者の申し出を受けた後、農地の利用関係の調整に乗り出すという受け身の位置付けであったり、バンク法において、現行必要があれば市町村がバンク計画の原案作成の際に意見を聴くのみと農業委員会の位置づけが低いことに対し、改正法では法定化された人・農地プランの実現に向け農業委員会が能動的に農

業者に働きかけができる対応と、バンクが新たなバンク計画を策定する際には農業委員会の意見を聴き、農業委員会はバンクに対しバンク計画の作成を要請出来るようになる等、農業委員会が地域のあるべき農地利用に向けて積極的に対応できる法的権限が整備される見込みである。

一方、法定化される人・農地プランの要諦である目標地図作成を巡っての農業委員会の関与のあり方、農用地利用集積計画のバンク法への統合一体化、農地法３条の下限面積の撤廃等、農業委員会の業務のみならず農業・農村及び農地政策に多大な影響を与える内容も盛り込まれており、今後の推移を注視し、関係方面への働きかけを強めていく必要がある。

また人・農地など関連施策の見直しに関する法案に加え、みどりの食料システム戦略関係の法案等一連の法案において農地転用のワンストップ化、迅速化が盛り込まれており、いたずらな転用緩和に繋がらないよう注視が必要である。

②『ガイドライン』について

本ガイドラインは昨年６月18日の閣議決定「規制改革実施計画」を踏まえ農水省が発出したもの。農業委員会の最適化活動の透明性を確保するため、最適化活動の目標設定や最適化活動の点検・評価等を実施することとされている。本会議所においても昨年12月２日に開催した全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせ決議において「農業委員会組織における統一的な取り組みとして、全国全ての農業委員会で意欲的な成果目標と活動目標を設定するとともに活動の進捗管理を徹底しその実現を目指すこと」としており、全国の農業委員会における意欲的な目標設定とその実現を確実なものとする支援が求められている。

Ⅱ．事業推進の重点

以上の情勢と課題を踏まえ、会員組織との一層の連携の下、本年２月１５日の都道府県農業会議会長会議で決定した新たな３カ年運動「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を活動の軸に据えて、以下の６点を重点事項に、農地利用最適化と地域再生を柱とする組織一丸となった取り組みの展開を図る。

その際、以下の重点とこれまでの具体的な事業実績に基づき、「PDCAサイクル（Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)」を着実に実施することに留意して取り組むこととする。

なお、本年度も事業推進のための大会、諸会議等の開催に際しては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底すると共に必要に応じてオンライン形式による開催及び併用形式により行うこととする。

１．農地利用最適化の一層の推進と農業委員会サポートシステムへの円滑な移行と活用促進（農地対策）
２．農業経営の基盤強化に向けた支援対策の推進（経営・人材対策）
３．農業者・地域の声をくみ上げた政策提案活動の推進（農政・調査対策）
４．改正農業委員会法５年後見直し等にともなう組織・活動体制の整備・強化（組織対策）
５．農業・農村に関する情報提供活動の推進（情報提供活動対策）
６．会員組織との連携の強化と会員ニーズを踏まえた新事業等の検討（会員等対策）

１．農地利用最適化の一層の推進と農業委員会サポートシステムへの円滑な移行と活用促進（農地対策）

（１）農業委員会組織は平成28年度に施行された改正農業委員会法における農地利用最適化に取り組み成果と課題が明らかになり、新たな農地利用最適化へ進む段階を迎えている。

（２）第208回国会に提出されている「人・農地など関連施策の見直しについて」関連法案の早期成立に取り組むこととする。また、農業経営基盤強化促進法の中に法定化される予定の「人・農地プラン」と農山漁村活性化法の改正において粗放的な農地利用が明確化されることを踏まえ、農業委員会が地域の農地を持続的に利用することに着実に取り組むことに対する支援を強化する。

（３）その際、農水省が発出した『ガイドライン』に基づき、全国の農業委員会が農地利用最適化活動について意欲的な成果目標と活動目標を掲げ

て取り組んでいることを強力に支援していく。

併せて、農業委員会組織の農地利用最適化活動の根幹的補助事業である「農地利用最適化交付金」と「機構集積支援事業」の活用の徹底を図る。

（４）そして、これら目標の実現を目指して、都道府県農業会議会長会議で決定した「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の推進の強化を図る。

表1:「農地利用最適化活動進捗状況共有シート」集計表

	意向把握実施委員会数	意向把握対象戸数(戸)	貸付意向把握面積(ha)	貸付面積(ha)	借受意向把握面積(ha)	借受面積(ha)
平成28～30年度	734	541,296	258,158	-	55,662	-
令和元年度	780	416,156	73,120	7,730	32,090	6,837
令和2年度	477	226,477	69,792	6,665	29,306	5,506

表2:農地利用最適化交付金執行状況（農林水産省）

	条例整備済み委員会数	活動実績活用委員会数	成果実績活用委員会数
平成30年度	987	1,023	399
令和元年度	1,047	1,097	417
令和2年度	1,062	1,136	408

（５）本年度から従来の農地情報公開システムが農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）に移行・連携して本格稼働されることを踏まえ、円滑な移行と活用促進に向けた支援を強化する。また農地情報の適時更新等、適切な公表事務の推進に万全を期す。

表3:農地ナビのアクセス数(件)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
43,755,579	54,307,490	73,018,293	66,345,706	73,778,886

（６）農地利用状況調査と利用意向調査については、「人・農地など関連施策の見直しについて」関連法の成立を踏まえて、運用の改善を図りつつ着実な推進に取り組む。

（７）農地転用許可事務等適正執行の支援に当たっては、違反転用対策と農業委員会段階の適正な農地業務の執行を支援する情報提供等の取り組みを強化する。とりわけ「太陽光パネル発電施設」については 、2050年カーボンニュートラル実現を踏まえた設置促進の動きが優良農地のかい

廃等に繋がらないよう、法令遵守や地域の計画的な取り組みの支援を強化すると共に、望ましい営農型太陽光発電の有り方について検討を進める。

（８）新規就農対策については全国新規就農相談センターを中心に、従来の農業の新たなパートナーづくりとしての新規参入（個人、企業等）と第三者経営継承について相談等をより推進する。また、これら活動を支える就農支援等に関する情報のデータベース化に取り組む。

表4：全国新規就農相談センター相談件数（件）

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
2,717	2,277	2,216	2,067	1,798

※コロナ禍のため令和2年度第一四半期は相談を中止

（９）農業委員会の活動強化を図るため、取り組み事例の収集・提供、農地制度等に関する電話や電子メール等による相談活動を行う。

（10）近年の大雨による土石流災害における「盛土」による災害防止に向けた立法の動きがある中で農地保全・農業発展・継続の観点から対応を図る。

２．農業経営の基盤強化に向けた支援対策の推進（経営・人材対策）

（１）農業者の経営確立に向け、令和元年度に全国認定農業者協議会と共同で策定した「農業経営発展過程・経営管理モデル」に沿って農業簿記記帳・青色申告の啓発・普及、農業経営の法人化等に関する相談対応、研修会・セミナー等の実施を支援する。

　また「人・農地など関連施策の見直しについて」関連法案の中で位置づけることが予定されている「農業経営・就農支援センター」の取り組みに協力する都道府県農業会議等の支援を行う。また経営継承対策への取り組みを強化する。その際「機構集積支援事業」の活用と「経営継承・発展等支援事業」の活用を視野に、その適正執行に留意して取り組むものとする。

（２）農業・農村の男女共同参画の推進、労働環境の整備、農業者の老後の安定に向けて、「家族経営協定」の締結数の増加、認定農業者数の女性の割合の向上及び農業者年金の加入推進、制度改善の取り組みを強化する。その際「農業者年金推進受託事業」の活用とその適正執行に留意して取り組むものとする。

表5：農業者年金加入実績（人）

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
3,200	3,335	3,107	2,813	2,637

（３）農業経営者組織の組織運営・活動の支援、認定農業者をはじめとする農業経営者の組織化の推進を行う。

（４）農業人材の確保・定着を進めるため、本年度には組み換え新規で措置された「新規就農者育成総合対策」及び令和３年度補正予算で措置された「新規就農者確保緊急対策」を活用し、新規就農者の経営発展の支援とともに、経営開始や就農準備、雇用就農を後押しする資金の交付やサポート体制の充実に向けた補助金の交付に取り組むものとする。

表6：農業次世代人材投資資金交付実績（人）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （氷河期事業含む）
準備型 2,342 （都道府県）2,144 （全国型） 198 経営開始型12,672	準備型 2,176 （都道府県）1,983 （全国型） 193 経営開始型11,498	準備型 1,756 （都道府県）1,611 （全国型） 145 経営開始型10,753	準備型 1,552 （都道府県）1,464 （全国型） 88 経営開始型10,056

表7：農の雇用事業採択実績（人）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （氷河期雇用含む）
2,513	2,423	1,981	2,330

※令和２年度の氷河期雇用は３月研修開始者のみ加算。

（５）新規就農をはじめ農業法人や関連企業等への就職・転職をめざす学生や社会人を対象に、農業の知識や技術の習得水準を客観的に評価して、教育研修効果を高め、農業の人材育成につなげるため、「日本農業技術検定」の取り組みを促進する。

表8：日本農業技術検定受験者数実績（人）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
26,701	26,133	25,569	※第2回のみ 22,011

（６）外国人技能実習制度及び特定技能制度において、必須となる「農業技能実習評価試験」、「農業技能測定試験」を適正に実施し、試験実施団体としての役割を果たす。また、関係農業団体で構成する農業労働力支援協議会と連携して、今後の外国人材の受け入れの在り方や受け入れ環境の整備等について検討を進める。その際「外国人材受入総合支援事業」

の活用とその適正執行に留意して取り組むものとする。

表9：農業技能実習評価試験受験者数実績（人）

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
7,386	13,986	18,833	23,566	20,200

３．農業者・地域の声をくみ上げた政策提案活動の推進（農政・調査対策）

（１）第208回国会に提出されている「みどりの食料システム」、「人・農地など関連施策の見直しについて」関連法案等農業委員会組織に関係の深い法案の成立と施行に向けた動向に的確に対応する。

（２）農業委員会における「地域の農業者等との意見交換会」の開催、ＪＡ組織をはじめ農業団体や農業経営者組織との連携、さらに農業委員会等が実施した意見の提出等の内容を踏まえて、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出を行うとともに農業委員会組織として農政全般について幅広い観点からの政策提案等の活動を行う。

（３）都市農業対策については、2022年に全国の生産緑地の約８割が指定告示から30年を経過することから「特定生産緑地制度」をはじめとする各種施策や税制上の措置の周知と都市農地貸借円滑化法に基づく生産緑地の貸借による都市農地の利活用の推進を図る。その際「都市農業機能発揮支援事業」の活用とその適正執行に留意して取り組むものとする。

（４）多発する大規模自然災害等に対する農地の復旧、被災農業者の経営再建等のための支援施策の強化並びに未然防止対策の構築に向けた農政活動を推進する。

４．改正農業委員会法５年後見直し等にともなう組織・活動体制の整備・強化（組織対策）

（１）改正法施行後５年の検証並びに「人・農地など関連施策の見直しについて」関連法改正に伴う各種運用見直しを着実に農業委員会組織に浸透させる取り組みを強化する。

（２）そのため、引き続き農業委員・農地利用最適化推進委員の研修・相互研鑽、改選対策について支援する。また農業委員会職員の資質向上と事務局体制の強化の取り組みを支援する。

（３）引き続き「農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイト」の拡充に努め農地利用最適化の取り組みの強化に資することとする。また

農水省の『ガイドライン』発出を踏まえ、全国農業会議所ホームページにおける全国の農業委員会の「活動計画」、「点検・評価」を改訂し公表の取り組みを徹底する。

表10:「農業委員会における事務の実施状況等の公表について」(農林水産省)

a.担い手への農地の利用集積への取り組み

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
集積目標面積(ha)	230.2万	239.2万	241.1万	246.4万
集積実績面積(ha)	228.7万	234.6万	236.4万	240.2万
目標達成状況(%)	99,4	98.0	98.0	97.5
新規実績面積(ha)	6.4万	6.0万	5.0万	5.9万

b.遊休農地の発生防止・解消への取り組み

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
解消目標面積(ha)	9,208	8,925	8,116	7,878
解消実績面積(ha)	7,537	7,369	4,399	6,005
目標達成状況(%)	81.9	82.6	54.2	76.2

c.①新たに農業経営を営もうとする者への参入促進(面積)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参入目標面積(ha)	6,554	6,064	5,635	5,179
参入実績面積(ha)	6,261	7,617	7,637	6,823
目標達成状況(%)	95.5	125.6	135.5	131.7

c.②新たに農業経営を営もうとする者への参入促進(経営体数)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
集積目標数(経営体)	4,500	4,364	4,334	4,307
集積実績数(経営体)	4,274	3,902	3,682	4,235
目標達成状況(%)	95.0	89.4	85.0	98.3

（４）「人・農地など関連施策の見直しについて」関連法案において農地バンクの運用の抜本的な見直しが行われることと、バンク法における農業委員会の位置づけの強化を踏まえ、農業委員会と農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構との連携強化を推進する。

（５）農業委員会における適正な農地制度の執行等、農業委員会業務の法令遵守に則った執行に資する研修等の実施を推進する。

（６）農地制度や農業委員会組織をめぐる規制改革推進、地方分権及び国家戦略特区等の議論の動向を踏まえ、農業・農村現場の実態把握や農業委員会からの声に基づく要請や意見の提出等の取り組みに万全を期すこととする。

５．農業・農村に関する情報提供活動の推進（情報提供活動対策）

（１）農地利用最適化推進の横展開、農業施策の普及・浸透等に向けて、「全

国農業新聞・全国農業図書」の発行・普及および全国農業会議所ホームページの整備を図る。近時の情報提供活動の実績を踏まえ「全国農業新聞」のデジタルコンテンツ並びに現行のTwitterに加えてFacebookによる情報発信及び発行体制の見直しを行う。

表11:全国農業新聞購読料等収入・全国農業図書等販売収入(円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全国農業新聞	998,902,338	944,314,292	909,875,007	911,374,325	1,137,770,345
全国農業図書	342,879,879	384,847,999	309,578,527	305,185,260	383,985,572

（２）「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌・ホームページの活用など、地域の農業者・住民に対する情報提供の取り組みを支援する。

６．会員組織との連携の強化と会員ニーズを踏まえた新事業等の検討（会員等対策）

（１）全国農業会議所の組織・活動が会員組織によって支えられていることを踏まえ、双方向での緊密な連携の下に各種の事業や催し、政策提案・意見の提出等の取り組みを推進する。

（２）会員組織に対して農政情報等を定期的に提供するとともに、情報交換や相談対応等の取り組みを強化する。

（３）会員ニーズを踏まえ一般社団法人としての新規事業のあり方について検討を深めると共に、働き方改革を踏まえた業務執行体制の改善に取り組む。

Ⅲ．事業計画

１．農地利用最適化の一層の推進と農業委員会サポートシステムへの円滑な移行と活用促進（農地対策）

（１）農地利用最適化の取り組みへの支援

１）「農地利用最適化推進指針」等の作成支援

農業委員会が「農地利用最適化指針」、「活動計画」、「活動計画の点検・評価」を策定・公表することを支援する。また農業委員、農地利用最適化推進委員の記録簿記帳の取り組みを支援する。

２）農地利用最適化に取り組む体制整備の支援

農業委員・農地利用最適化推進委員が「人・農地プラン」における役割を十全に果たすことができるよう、市町村部局および農地中間管理機構等関係機関・団体との連携の体制整備を図る。

３）農地利用最適化業務への支援

①　農業者の意向把握と地域の話し合い活動への支援

農業委員と農地利用最適化推進委員が農地利用の最適化に取り組むために必要となる農業者の意向把握や「人・農地プラン」等地域の話し合いを推進するための支援を行う。

②　農地利用最適化を促進するシンポジウム等の開催

農地中間管理事業関係者の参集も得て、農地中間管理事業等の活用促進も含めた、農地利用最適化を促進するためシンポジウム等を開催する。

４）農業委員会におけるタブレット活用等の農地利用最適化業務への支援

令和３年度補正予算で措置された農家の農地利用に関する意向把握のためのタブレット端末の導入・設定・活用等の支援を実施する。

５）農地利用最適化交付金の活用に向けた支援

令和４年度より算定基準・交付期間の見直しが行われるとともに交付金の用途が拡大されることを踏まえ、その周知と活用促進に向けた支援を実施する。

６）農業委員会巡回活動の実施

都道府県農業会議と連携して市町村農業委員会の巡回活動を実施する。

（２）農業委員会サポートシステムの活用促進と適切な農地情報の公表事務に向けた総合的な対策の推進

１）農業委員会サポートシステムの円滑な運用と活用促進

令和４年度から従来の農地情報公開システムが農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）に移行・連携して本格稼働されることを踏まえ、円滑な移行と活用促進に向けた支援を強化する。

２）適切な農地情報の公表事務の推進

全国農地ナビは農業委員会サポートシステムに移行することにともない eMAFF 農地ナビに移行するが、令和３年度の会計検査院の指摘を踏まえ、適切な農地情報の公表事務（法令事務）が実現できるよう総合的な支援を実施する。

（３）遊休農地対策の計画的な実施に向けた支援

令和３年度より従来の「遊休農地調査」と「荒廃農地調査」が統合され、新たな農地利用状況調査および利用意向調査の実施が２年度目を迎えることを踏まえ、これらの調査等に関する実施要領（農地パトロール実施要領）を作成・提供するとともに農業委員会における非農地判断に関してもマニュアルの作成に取り組み遊休農地対策に資する支援を実施する。

（４）農地転用許可事務等の適正執行の支援

農地の転用許可事務および違反転用処理、農地所有適格法人等の要件確認事務等に対する支援・協力を行う。特に、農地転用許可事務における「太陽光パネル発電施設」の審査等に関する農業委員会及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する支援を強化する。

（５）新規参入・人材育成対策の推進

１）日常的な就農相談と就農相談会における相談活動の実施

令和３年度補正予算で措置された新規就農情報ポータルサイト「農業をはじめる.JP」の改修及び就農情報一元化データベースの構築により就農希望者等と就農地域のマッチングなど、新たなマッチング手法の実現に取り組む。また、就農希望者に向けたこれらの取り組みのＰＲや相談窓口の設置による新規参入希望者（個人・法人）等の面談及び電話等による相談や就農相談会等でのブース相談を実施する。さらに、必要に応じてオンライン形式による就農相談にも対応する。

２）農業委員会の新規就農対策の支援

農業委員会の農地利用最適化活動の支援の一環として、全国・都道府県等の就農相談会等の開催情報の提供や市町村段階の新規就農施策の収集とＰＲなど、農業委員会の新規就農対策の支援を実施する。

３）就農・求人情報の収集・提供活動の推進

農業法人等の求人情報や地方自治体の受入支援情報、退職自衛官の求職・求人及び第三者経営継承に関する情報等の収集・提供、新規就農に関する調査、資料作成を実施する。また、求人情報の収集に関してはハローワークとの連携を行う。

４）農業就業体験・研修の推進

社会人等を対象とした「チャレンジ・ザ農業体験・研修」を実施する。

５）新規就農・農業労働力確保対策等に関する関係団体との連携

担い手や農業労働力確保対策、経営継承対策など、農業人材の確保等に関する対策として関係団体等との連携に取り組む。

（６）農業委員会活動の情報発信と農地相談活動の強化

１）農業委員会事務の実施状況等の公表の取り組みの発信

農業委員会が実施する「活動計画」、「点検・評価」の公表の取り組みを全国農業会議所のホームページにおいても公表する。

２）農業委員会の取り組み事例の公表

農業委員会の取り組み事例を収集し、全国農業会議所のホームページや全国農業新聞・全国農業図書などを活用した情報発信を行う。

３）農地等に関する法律相談活動の実施

農業委員会をはじめ一般の農家等を対象に農地制度の解釈と運用に関する電話および電子メールによる相談活動を行う。

【農地・組織関係の諸会議・資料作成予定】

１．会議

開催時期	会議名称	備考
2022年4月	農業委員会組織活動適正化会議	
2022年10月	都道府県農業会議職員 農政・農地専門地区別会議	
2023年1月	都道府県農業会議農地主任者会議	

２．シンポジウム

開催時期	催事名称	備考
2022年12月	全国農業委員会会長代表者集会	

３．研修会

開催時期	研修会名称	備考
2022年4月 ～ 2022年5月	農業委員会サポートシステム操作研修会 （農業会議職員向け）	農業委員会等向けは都道府県農業会議職員が講師となって対応

４．検討会

開催時期	研修会名称	備考
年３回程度	農業委員会サポートシステム利用促進検討会	農業委員会等の検討会

５．資料等

資料名称	発行時期	備考
地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動	2022年4月	
農地パトロール（利用状況調査）実施要領	2022年5月	
農業委員会サポートシステム操作マニュアル改訂版	2022年6月	

その他、改正農業委員会法施行後５年の検証等についての情報・資料、及び会議や検討会を開催する場合は適宜対応する。

【新規参入関係の諸会議・資料作成予定】

１．会議・研修会

開催時期	会議名称	備考
2022年4月	新規就農相談センター担当者会議	
2022年6月	新規就農相談員研修会	
2023年1月	新規就農相談員研修会	

２．資料等

資料名称	発行時期	備考
就農案内読本	2022年5月	
自治体等による新規就農者支援情報	2022年11月	

２．農業経営の基盤強化に向けた支援対策の推進（経営・人材対策）

（１）経営対策の推進

１）担い手・経営対策事業の推進

①　農業者の経営確立に向けた支援対策の実施

・認定農業者等担い手に対する農業簿記記帳・青色申告の指導・普及推進やその支援を行う。

・担い手の経営改善およびその経営能力向上に対する支援のため、農業経営者研究大会等の研修会の開催を支援する。

②　農業経営の法人化、経営継承の推進と相談・研修会実施の支援

・都道府県農業会議における農業経営の法人化の啓発や法人の設立・運営、経営継承等に関する相談、研修会・セミナーの実施等を支援する。併せて国の補助事業「農業経営者サポート事業」における経営・就農サポートの事業に協力する都道府県農業会議等の支援を行う。

③　全国農業担い手サミットの開催および優良経営体表彰の実施

・「第24回全国農業担い手サミット」を福井県と連携して開催する。

・優良経営体表彰を全国および都道府県担い手育成総合支援協議会等と連携して実施する。

２）農業者年金の加入推進と家族経営協定の普及等による女性活躍支援

①　農業者年金の加入推進

・全国農業者年金連絡協議会やＪＡグループ、農業者年金基金と連携して加入推進活動に取り組む。

・「農業者年金加入推進セミナー」（令和４年11月）を開催する（全国農業者年金連絡協議会と共催）。

・農業者年金制度・運用の改善をめぐる現場からの課題の積み上げを踏まえ、同制度が安定的に継続するための活動に取り組む。

②　家族経営協定の普及・定着等による女性活躍支援

・女性農業委員（組織）を核に家族経営協定の普及・定着に取り組む。

・農山漁村女性活躍表彰の実施を支援する。

・認定農業者組織等との連携により、農業経営改善計画の共同申請（夫婦）・女性単独申請を推進し、認定農業者数に占める女性の割合の向上に取り組む。

３）認定農業者等に対する利子助成金交付事業の実施

認定農業者等に対する農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付

事業等を実施する。

４）経営継承・発展等支援事業の実施

地域農業の担い手から経営を継承した後継者へ、経営発展に向けた取り組みに必要な経費の交付を市町村と一体となって実施する。

５）認定農業者等担い手の組織化・運営の支援

①　農業経営者の意見の農政への反映

・全国農業経営者協会、全国稲作経営者会議、全国肉用牛経営者会議、全国養鶏経営者会議、農のふれあい交流経営者協会、全国認定農業者協議会等の農業経営者組織の事務局として運営支援を行う。

・農業経営者の意見を農政に反映させるための活動を強化する。

②　組織化の推進と組織間の連携強化

・都道府県段階の経営者組織と連携し、都道府県における認定農業者組織等の組織化を推進し、組織間の連携を強化する。

６）その他事務局担当組織の運営

全国担い手育成総合支援協議会、農山漁村男女共同参画推進協議会、全国農業者年金連絡協議会、（一社）全国農業経営コンサルタント協会の事務局として諸活動に取り組む。

７）新型コロナウイルス禍対応事業の着実な実施

新型コロナウイルス禍の下で措置された「農業労働力確保緊急支援事業」、「経営継続補助金」について、令和４年度においても引き続き繰り越し措置される予定の助成金や補助対象経費を確実かつすみやかに農業者等へ交付する取り組みを徹底する。

【担い手・経営関係の諸会議開催予定】

１．会議

開催時期	会議名称	備考
2022年4月	令和４年度農業者年金担当者・相談員、担い手経営対策主任者会議	新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、開催方法等については、必要に応じて変更する。
2022年11月	令和４年度農業者年金加入推進セミナー	
時期未定	第24回全国農業担い手サミット（福井県）	
2023年2月	第52回全国農業経営者研究大会	

２．研修会

開催時期	研修会名称	備考
2022年6月 適宜開催	都道府県農業会議経営関係事業担当者会議 都道府県農業会議職員等研修会	上記と同様

３．上記の他、部門別農業経営者組織等の総会・理事会・研修会等の諸会議の開催

（２）人材対策の推進

１）新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金の交付

全国段階の農業教育機関における就農準備資金交付希望者の審査および現地確認、資金の交付等を実施する。

１．会議

開催時期	会議名称	備考
2022年5月 2022年10月 2023年3月	第１回就農準備資金（事業）推進委員会 第２回就農準備資金（事業）推進委員会 第３回就農準備資金（事業）推進委員会	

２．審査会

開催時期	会議名称	備考
2022年6、7月 2022年11、12月 2023年1月	第１回就農準備資金（事業）審査会 第２回就農準備資金（事業）審査会 第３回就農準備資金（事業）審査会	

３．研修実施状況の確認等

開催地区	開催時期	実施内容	備考
全国型教育機関	2022年4月～2023年3月	新規約40名の研修生を対象に、研修開始後に教育機関を訪問して研修成果を確認し、必要に応じて改善指導を実施。	

２）農業次世代人材投資事業の実施

全国段階の農業教育機関における農業次世代人材投資資金交付希望者の現地確認、資金の交付等を実施する。

１．研修実施状況の確認等

開催地区	開催時期	実施内容	備考
全国型教育機関	2022年4月～2023年3月	継続約30名の研修生を対象に、研修開始後に教育機関を訪問して研修成果を確認し、必要に応じて改善指導を実施。	

３）新規就農促進研修支援事業の実施

就農準備を後押しするため、全国段階の農業教育機関における研修資金の交付希望者の審査および現地確認、資金の交付等を農業次世代人材投資資金・準備型と一体的に実施する。

４）新規就農者育成総合対策のうち雇用就農資金の交付

雇用就農を促進するため、事業の採択に向けた応募・審査、農業法人等からの助成金申請書類の審査および交付、研修実施状況の確認等を実施する。

１．会議

開催時期	会議名称	備考
2022年 4月 2022年 9月 2023年 3月	第１回雇用就農資金事業担当者会議 第２回雇用就農資金事業担当者会議 第３回雇用就農資金事業担当者会議	必要に応じて web 開催

２．審査会

開催時期	会議名称	備考
2022年 6月 2022年10月 2023年 1月	第１回雇用就農資金事業推進委員会 第２回雇用就農資金事業推進委員会 第３回雇用就農資金事業推進委員会	必要に応じて web 開催

３．研修説明会

開催地区	開催時期	会議名称	備考
47都道府県	2022年4月～2023年3月	研修説明会 指導者養成研修会	

４．研修実施状況の確認等

開催地区	開催時期	実施内容	備考
47都道府県	2022年4月～2023年3月	新規約2,000名の研修生を対象に、研修開始後に農業法人等を訪問して研修成果及び就業状況等を確認し、必要に応じて改善指導を実施。	

５）農の雇用事業の実施

雇用就農を促進するため、農業法人等からの助成金申請書類の審査及び交付、研修実施状況の確認等を実施する。

1．研修実施状況の確認等

開催地区	開催時期	実施内容	備考
47都道府県	2022年4月～2023年3月	継続約4,300名の研修生を対象に、研修開始後に農業法人等を訪問して研修成果及び就業状況等を確認し、必要に応じて改善指導を実施。	

６）雇用就農者実践研修支援事業の実施

雇用就農を促進するため、農の雇用事業と一体的に取り組み、新規就農希望者の技術習得のための実践研修等にかかる費用を助成する。

７）新規就農にかかるサポート体制の支援

新規就農者に対するサポート体制を充実させるための「サポート体制構築事業」及び農業大学校等における農業教育の高度化を支援する「農業教育高度化事業」の事業費について、都道府県の交付申請に応じて交付する。

８）日本農業技術検定制度の普及活用の推進

農業の人材育成のため、日本農業技術検定協会の事務局として、農業高校生や農業大学校生、農業系大学生、ＪＡ職員、農業従事者等を対象に「日本農業技術検定」を実施するとともに、都道府県農業会議と連携して「農の雇用事業」研修生等への普及強化に努める。

９）外国人技能実習生に対する技能実習評価試験等の実施

外国人技能実習生に対する「農業技能実習評価試験」が適切に実施されるための研修、相談活動等を行う。

10）特定技能制度における農業技能測定試験の実施

特定技能制度による農業分野での外国人材の円滑な受け入れを図るため創設された「農業技能測定試験」を実施する。また、就労する外国人が働きやすい環境などを整備するため、優良事例の収集・周知や研修、相談活動を実施する。

11）その他事務局担当組織の運営

全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク等の事務局として諸活動に取り組む。

３．農業者・地域の声をくみ上げた政策提案活動の推進（農政・調査対策）

（１）農業者・地域の声をくみ上げた政策提案活動の推進

現場の農家の声を反映し政策提案活動の推進のため、各地の農業委員会における「地域の農業者等との意見交換会」を開催する。あわせてＪＡ組織をはじめ農業団体や農業経営者組織との連携により、様々な声を幅広く集約した農業委員会組織の意見の提出、政策提案や意見反映等の活動に努める。また、大規模自然災害等に際しては農地の復旧や経営再建等に向けた要請活動に取り組む。

（２）農政対策の推進

１）予算・税制・規制改革対策の取り組み

農地・担い手関連を中心とした予算の確保に万全を期すとともに、農地・担い手関連税制対策に取り組む。さらに、都市農業機能発揮支援事業を実施し、都市農地保全制度や農家の相続対策等について普及資料の作成と啓発・相談活動を行う。

また、規制改革、地方分権、国家戦略特区等の動向についても情報収集活動を行い、政府・国会への提案・要請活動に取り組む。

２）農政情報の収集・提供

迅速かつ正確な国会情勢等農政情報の収集および「農政対策ニュース」の内容の充実・タイムリーな発行を通じた情報提供を図る。

３）事務局担当組織の運営

「全国農業委員会都市農政対策協議会」、「農政推進協議会」、「国内麦生産流通改善連絡協議会」の事務局として諸活動に取り組む。

（３）調査活動の推進

１）農地価格・農業労賃調査の実施

「田畑売買価格等に関する調査」、「農作業料金・農業労賃に関する調査」を実施するほか、必要に応じて機動的な各種調査ならびに情報の収集・整理を実施する。

２）農業・農委組織関係調査の実施

毎年の「改選時の農業委員会の状況調査」を実施し、その内容を組織の内外に公表する。

また、政府における規制改革や特区など、農地・農委制度に関係する事案が発生した場合は実態把握のための調査に努めるとともに、有識者による「農業委員会制度･組織及び農地制度に関する検討会（遊休農地対策検討会）」を適宜開催する。

４．改正農業委員会法５年後見直し等にともなう組織・活動体制の整備・強化（組織対策）

（１）改正農業委員会法５年後見直し等にともなう組織対策の推進

１）農業委員、農地利用最適化推進委員の要件緩和にともなう円滑な選任に向けた支援

地方分権改革による農業委員の認定農業者過半要件と農地利用最適化推進委員の設置の弾力化が令和４年度より施行されることを踏まえ、農業委員、農地利用最適化推進委員の適切な選任が実施されるよう支援を実施する。

２）組織・制度の課題等への対応

改正農業委員会法施行５年後の見直し等を踏まえ、市町村農業委員会、都道府県農業会議の組織の課題・問題点を把握し、政府・国会への要請活動を実施するなど、適宜必要な対策を講じる。

また、農地制度や農業委員会組織をめぐる規制改革推進や国家戦略特区等の議論の動向を注視し、誤解や偏見からの批判に対する反論、農業・農村の実態や農業委員会現場の声を踏まえた要請や意見の提出等、農業委員会組織として適宜必要な対策を講じることとする。

３）農地中間管理機構との連携による組織活動の強化

農地利用の最適化、人・農地プランの取り組みの推進の観点から、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構と農地中間管理機構との一層の連携強化に向けた必要な対策を講じる。

（２）農業委員会等の資質向上に向けた取り組み

都道府県農業会議や市町村農業委員会が主催する研修会、会議の出

席、および講師等の斡旋等により支援する。

引き続き農業委員会の委員等の綱紀保持の取り組みを強化するための「コンプライアンス研修」を徹底するとともに必要な情報提供等の支援を実施する。

（３）農業委員会組織・活動の強化に向けた取り組み

１）全国農業委員会会長大会等の開催

「全国農業委員会会長大会」と、「全国農業委員会会長代表者集会」を下記の通り開催する。

開催時期	会議名称	備考
2022年5月 2022年12月	全国農業委員会会長大会 全国農業委員会会長代表者集会	

２）「全国農業委員会女性協議会」、「全国農業委員会職員協議会」、「農業参入法人連絡協議会」の活動支援

「第５次男女共同参画基本計画」（令和２年12月25日閣議決定）とともに令和３年８月に発出された農水省経営局長・農村振興局長通知「農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について」を踏まえ、女性農業委員の登用促進に取り組む。また全国農業委員会職員協議会、農業参入法人連絡協議会の事務局として下記の催事の開催等の活動を支援する。

①全国農業委員会女性協議会

開催時期	会議名称	備考
2023年1月 2023年3月	女性農業委員登用促進研修会 女性の農業委員会活動推進シンポジウム	

②全国農業委員会職員協議会

開催時期	会議名称	備考
2022年10月	農業委員会職員全国研究会	

③農業参入法人連絡協議会

開催時期	会議名称	備考
2022年9月 2023年2月	現地研究会 全国研修会	

３）農業委員会組織の業務推進を支援する相談窓口の活動

都道府県農業会議および農業委員会を対象に、組織運営、業務推進に関する相談窓口としての活動を行うとともに、相談事例の収集・提供を行う。

（４）農業委員会組織の体制強化

１）農業委員会組織予算の確保・活用に向けた取り組み

農業委員会組織・活動に必要な予算確保に向けた全国段階の対策を講じるとともに、農地利用最適化交付金の活用等各種事業の都道府県・市町村段階における活用についての支援・協力を行う。

２）農業委員会事務局の体制強化に向けた支援

農業委員会事務局職員の増員、農地制度・実務に精通した職員の確保等、農業委員会事務局の体制強化に向けた取り組みを推進するとともに、農業委員会相互の連携のための支援・協力を行う。

３）都道府県農業会議の体制強化に向けた支援・協力

都道府県農業会議の組織運営、会員ならびに会費の確保対策等についての支援・協力を行う。

５．農業・農村に関する情報提供活動の推進（情報提供活動対策）

（１）「全国農業新聞」の発行と普及推進

年間46号（原則月４回、金曜日）を発行し、市町村農業委員会による「全国農業新聞」を活用した情報提供活動を支援する。このため紙面内容およびデジタルコンテンツの充実、普及推進対策の強化等を図る。

（２）「全国農業図書」の刊行と活用の促進

１）農地制度と農地利用最適化推進に関する図書の刊行と活用

農業委員会ネットワークが担う農地、経営、人材、農政対策関連の図書を刊行し、市町村農業委員会をはじめ市町村等の関係機関・団体、農業者等への情報提供活動を支援する。

２）定期刊行物の刊行等

① 農林漁業新規就業情報誌(フリーペーパー)『iju info（イジュウ・インフォ)』を年２回刊行する。

② 『農政調査時報』を年２回刊行する。
③ 農業者年金情報誌『のうねん』(年６回刊行)の普及活用を支援する。

（３）その他の情報提供活動の実施

１）「情報提供活動推進会議」等の開催

情報提供活動の強化を目指し、情報提供活動功労者等関係者の参集を得て「2022年度情報提供活動推進会議」(令和４年５月30日)を開催するとともに、情報提供活動の推進について都道府県農業会議と連携して検討するための会議等を開催する。

開催時期	会議名称	備考
2022年5月	情報事業(新聞・出版合同)ブロック会議	
2022年5月30日	情報提供活動推進会議	
2022年8月	新聞総局担当者会議	
2022年9月	新聞総局長会議	
2022年10月	出版代表企画委員補佐会議	
2023年1月	新聞総局担当者会議	
2023年2月	新聞総局長会議	
2023年2月	出版代表企画委員会議	
2023年2月	全国情報事業対策本部会議	

２）農業委員会独自の情報提供活動の支援

「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌・ホームページの活用など農業委員会独自の情報提供活動を支援し、「第29回農業委員会だよりコンクール」の実施により支援を強化する。

３）情報通信技術による総合メディア対応の検討

全国農業新聞のデジタルコンテンツのさらなる充実、外部ウェブサイトとの連携など、情報発信の強化を推進する。

６．会員組織との連携の強化と会員ニーズを踏まえた新事業等の検討（会員等対策）

（１）諸会議の開催および会員組織との連携強化

総会、理事会、監事会のほか、都道府県農業会議会長会議、学識経験会員懇談会、中央会員連絡会、都道府県農業会議専務理事・事務局長会議等を開催する。また、必要に応じて顧問会議、常設委員会、特別委員会

等の会議を開催する。

加えて、会員組織や関係団体等からの要望等を汲み上げた政策提案・意見の提出をはじめ、各種サービスの提供ならびに連携強化のための情報交換・相談活動に取り組む。

（２）組織運営の効率化および人材育成の強化

法律改正等に対応した諸規程の整備や新たに導入する経理システムの活用を図るとともに、さらなるデジタル化等の取り組みを進める。あわせて、各都道府県農業会議に対する組織運営の効率化のための支援を行う。

また、農業委員会ネットワーク機構としての農業会議職員の能力開発・人材育成に引き続き取り組む。

（３）広報活動および情報セキュリティ対策の充実・強化

１）広報活動の充実・強化

ホームページをはじめとする様々な媒体を活用して、農政、農地、経営、人材、就農等の関係情報・資料等の提供に当たるほか、農業者等からの問い合わせ等への対応について、関係部署と連携して取り組む。

また、本会の活動を広く発信するとともに会員組織との情報共有等を促進するため、広報活動の強化に取り組む。

２）情報セキュリティ対策の充実・強化

情報セキュリティに対するリスクマネジメントとして、引き続き各種業務における個人情報等の取り扱いに留意するほか、個人情報等の取り扱い体制の整備や職員の研修等に取り組む。

（４）新規事業の検討

情勢の変化を的確に捉え、会員組織や国民のニーズ等を踏まえた一般社団法人としての新規事業のあり方について検討を深める。